

政務活動費の手引き

平成29年5月

久慈市議会

Kuji City Assembly

目次

第1 政務活動費について	1
1 政務活動費とは	1
2 久慈市議会と政務活動費	1
第2 政務活動費に関する基本的事項	2
1 交付の根拠	2
2 政務活動の定義	2
3 交付対象	2
4 交付額、交付手続き	2
5 政務活動費の活用にあたっての原則	2
6 実費弁償の原則	3
7 政務活動費の充当が不適切な経費の例	3
8 政務活動費の支給に必要な届出等	4
9 政務活動費の口座	4
10 領収書等関係書類の保管	4
11 関係書類の公表	5
第3 政務活動費の項目別の使途基準	6
項目別の留意事項	7
第4 政務活動費の交付手続きフロー	9
参考資料	10
1 政務活動費の交付に関する条例	11
2 政務活動費の交付に関する規程	16

第1 政務活動費について

1 政務活動費とは

平成 11 年 7 月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中、地方議員の調査活動基盤の充実・強化を図る観点から、議会の会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成 12 年の地方自治法一部改正によって、政務調査費交付制度が設けられました。

この後、平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度は政務活動費交付制度（第 100 条第 14 項～第 16 項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加。名称も「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

2 久慈市議会と政務活動費

平成 18 年 3 月 6 日に新「久慈市」が誕生し、政務調査費の交付に関する条例が制定（平成 18 年 3 月 16 日公布、同日施行）されました。その後、政務調査費の透明化を図るため、ホームページで各会派の収支報告書や集計を公表しています。

政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、そうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと考えています。

平成 24 年の地方自治法の一部改正により、久慈市議会では、平成 25 年 3 月に「政務調査費の交付に関する条例」を改正して「政務活動費の交付に関する条例」を制定。平成 27 年 11 月 17 日からは、項目別の主な該当経費と留意事項を定めた「政務活動費使途基準」により運用してまいりました。

平成 29 年 3 月の定例会議では、さらに使い道の透明性を高めるため、議員発議による条例改正案を会派共同で提案。活動計画の事前提出を義務付け、交付方法を「後払い」に改めました。これに合わせて、政務活動費を適正に使用するための統一的な基準として「政務活動費の手引き」を作成しました。

第2 政務活動費に関する基本的事項

1 交付の根拠

- (1) 地方自治法第100条第14項
- (2) 政務活動費の交付に関する条例（平成18年久慈市条例第184号。以下「条例」）
- (3) 政務活動費の交付に関する規程（平成18年久慈市規則第6号。以下「規程」）

2 政務活動の定義

政務活動とは、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。

3 交付対象

久慈市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」）

4 交付額、交付手続き

政務活動費は、条例第4条により算出される額が交付限度額となる。

交付方法は、他の自治体の多くが採用している「先払い方式」ではなく、政務活動を実施し、報告書や領収書を提出した後に請求する「後払い方式」となる。

交付手続きの流れは「第4 政務活動費の交付手続きフロー」（9頁）のとおり。

5 政務活動費の活用にあたっての原則

政務活動費の活用にあたっては、次の点に留意し、交付を受ける会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるためのもの、その他住民福祉の増進を図るためのものであること。
- (2) 政務活動に要した金額や内容等の妥当性があること。
- (3) 適正な手続きがなされていること。
- (4) 支出についての説明責任を明確にすること。

6 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであるため、社会通念上妥当と判断される範囲を前提として、その活動に要した経費の実費に充当することを原則とする。

議員の活動には、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐にわたっているが、経費の按分は原則として認めないこととする。

7 政務活動費の充当が不適切な経費の例

議員は、不適切な経費を政務活動費に充当することがないように、その責任において適切に対応するとともに、特に下記に示す経費について政務活動費を充当しないよう留意すること。

(1) 交際に要する経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費

(2) 政党活動に要する経費

- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- ・議員が所属する政党機関紙等の出版物の購読に要する経費
- ・政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費

(3) 選挙活動に要する経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費

(4) 後援会活動に要する経費

- ・後援会の活動に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

(5) 飲食に要する経費

- ・議員個人が取るすべての飲食に要する経費

(6) その他私的活動に要する経費

- ・私的な旅行、観光、レクリエーション等に要する経費
- ・議員が個人的に参加している団体の会費や会議への参加に要する経費

- ・ 宗教活動に要する経費
- ・ 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費（市民への飲食の提供等）
- ・ 政務活動に直接必要としない備品等の購入や借上げに要する経費

8 政務活動費の支給に必要な届出等

- (1) 使途の透明性の確保や事業効果を担保する観点から、会派の代表者は旅行を伴う政務活動を行おうとする都度、事前に政務活動費使用計画書（様式第5号）を議長に提出すること。

※ 記載例は23頁のとおり。

- (2) 会派の代表者は政務活動終了後、速やかに、政務活動費実績報告書（様式第6号）を議長に提出すること。

※ 記載例は25頁のとおり。

議長は、提出された報告が使途基準に沿ったものであったかどうかを議会事務局に調査させるものとする。

- (3) 会派の代表者は上記(2)の報告書を提出するとともに、議長を経由して、政務活動費交付請求書（様式第7号）を市長に請求すること。

9 政務活動費の口座

- (1) 口座経理の透明性を確保する観点から、会派の政務活動費専用の金融機関口座を用意すること。
- (2) 政務活動に要した経費への充当口座へ政務活動費が振り込まれたときは、速やかに政務活動に要した経費に充当するものとする。

10 領収書等関係書類の保管

政務活動費の使途については、透明性の確保が地方自治法に明文化されており、その執行にあたって会派は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

会計帳簿の様式は任意とするが、公開するために他者が閲覧してもわかりやすいものを心がけること。

11 関係書類の公表

提出された関係書類ならびに会計帳簿は、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、誰でも閲覧することができるものとする。

また、会派から提出された政務活動費に関する関係書類は、市議会ホームページで公表するものとする。

※ 使用計画書、実施報告書、領収書、証拠書類、その他関係資料など

第3 政務活動費の項目別の使途基準

項目	文書通信費	交通費【※1】	宿泊費【※2】	資料印刷費	会場費	参加費	茶菓子代	事務機器購入【※3】	リース代	その他対象となるもの
調査研究費 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	●	●	●	●				●		調査委託費 タブレット端末関連 【※9】
研修費 会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	●	●	●		●	●				講師謝金 【※4】
広報費 会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	●	●			●		●			広報紙・報告書等印刷費 【※5】
広聴費 【※6】 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取及び住民相談等の活動に要する経費	●	●		●	●		●			
要請・陳情活動費 会派が要請及び陳情活動を行うために要する経費	●	●	●	●						
会議費 会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	●	●	●	●	●	●				
資料作成費 【※7】 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費								●	●	印刷製本費 翻訳料
資料購入費 【※8】 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費										書籍購入費 新聞雑誌購読料 有料データベース利用料
人件費 会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費										給料 手当 賃金
事務所費 会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費								●	●	事務所の賃借料 維持管理費 備品

注) ※印に関する留意事項は次ページに掲載

項目別の留意事項

※1 交通費

原則、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に準ずる。

- (1) 鉄道賃…運賃と特急料金、急行料金等の合計金額（実費）。ただし、グリーン料金は含めない。
- (2) 車 賃…交通機関の利用が原則だが、視察地までの交通機関がない場合や視察時間に余裕がない場合に、自家用車・レンタカー・タクシー等を利用したとき。

①自家用車	⇒	燃料費、高速道使用料等の合計金額（実費）	※車所有者への謝金は認めない
②レンタカー	⇒	燃料費、高速道使用料、レンタカー会社等への支払い金額等合計金額（実費）	
③タクシー	⇒	タクシー会社等への支払い金額（実費）	

※2 宿泊費

原則、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に準ずる。

岩手県内は1泊10,800円、岩手県外（青森県八戸市及び三戸郡の町村は岩手県内扱いとする）は1泊12,000円を上限とする実費金額とし、食事代は除く。
ただし、1泊2食付きのように分割できないものは可とする。

※3 事務機器購入

事務機器購入にあたっては、資産形成と誤解されるような高価なものは借り上げとするものとする。

※4 講師謝金

講師を招いて研修会を行う場合において、その研修会が昼食や夕食をはさんで開催されるときは、講師の昼食、夕食代も該当経費とする。

※5 広報紙・報告書等印刷費

会派又は議員が自ら作成し配布した経費は該当するが、後援会報、機関紙に掲載し配布した経費は該当しない。

※6 広聴費

住民の要望、意見を知るためにアンケート調査を実施した場合、調査に要する用紙代、封筒代、印刷費、郵送費等が経費として考えられる。

※7 資料作成費

研修会や視察のための資料作成のための用紙代等が経費として考えられる。

※8 資料購入費

図書、資料等の購入にあたっては、個人の趣味や利益に関わるようなものは該当経費としない。(例：スポーツ新聞、団体の機関紙、週刊誌等)

※9 タブレット端末の購入、通信料の取り扱い

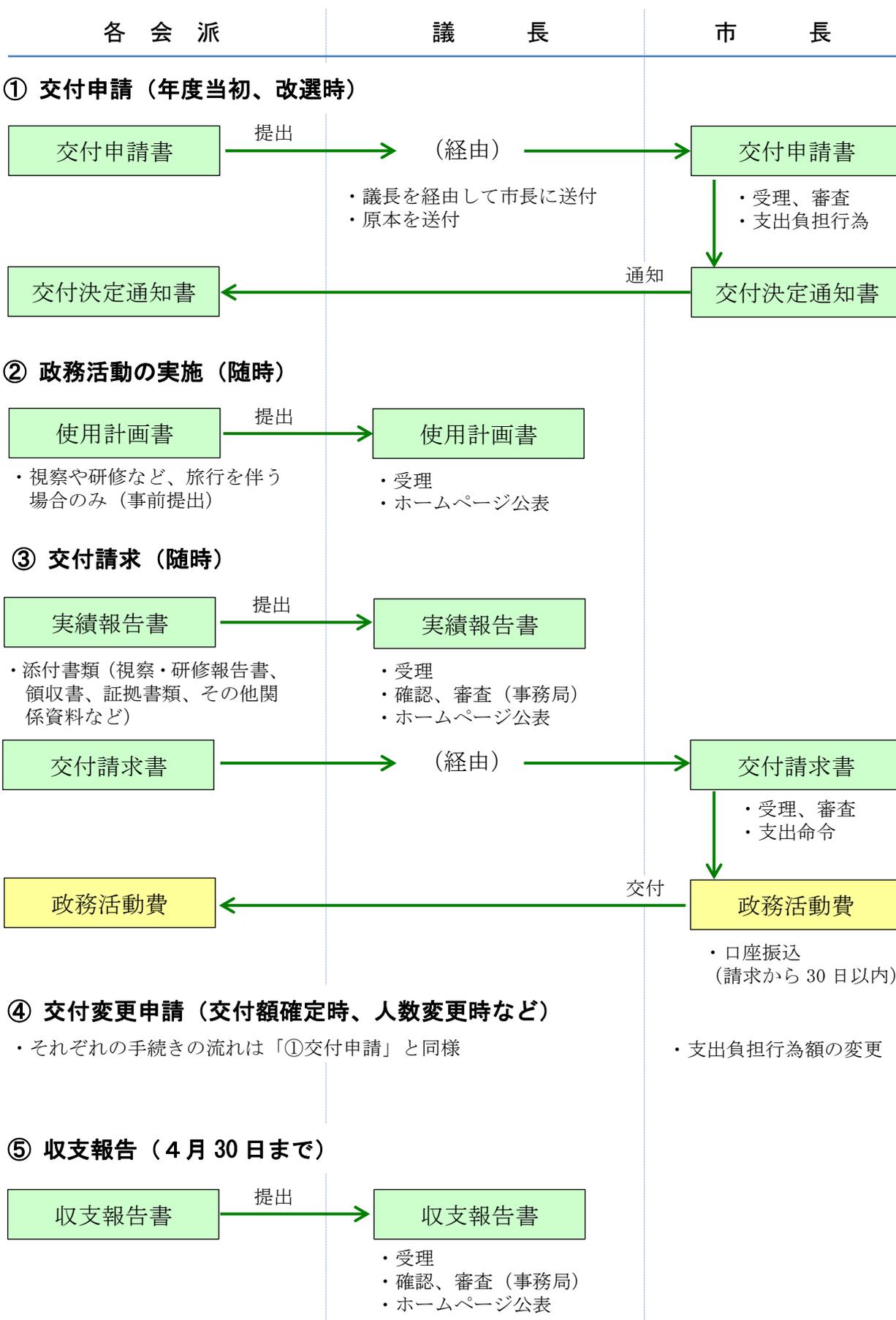
- (1) タブレット型端末の通信料は「調査研究費（文書通信費）」とし、利用額の2分の1を按分して該当経費とする。
- (2) タブレット型端末の購入経費は「調査研究費（事務機器購入）」とし、購入にあたっては資産形成と誤解されることのないよう、耐用年数（注）に鑑み、議員任期開始後1年以内の間に購入したものに限り該当経費とする。

注)「原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日号外 大蔵省令第15号)」により、パソコンの耐用年数は4年。

※その他

- (1) 視察訪問先へのおみやげ代は該当経費としない。
- (2) 個人的な理由によるチケットの変更等に係る変更料又はキャンセル料については、当該人の負担とする。
- (3) 領収書を徴することが困難な場合は、経理責任者の支払証明書（別紙様式）を添付する。(例：講師謝金、地下鉄・バスの乗車券等)

第4 政務活動費の交付手続きフロー



参 考 资 料

○政務活動費の交付に関する条例

平成 18 年 3 月 16 日条例第 184 号

改正 平成 20 年 9 月 16 日条例第 30 号

平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号

平成 27 年 3 月 24 日条例第 13 号

平成 29 年 3 月 22 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、久慈市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第 3 条 政務活動費は、久慈市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 4 条 会派に対する政務活動費は、4 月 1 日における当該会派の所属議員の数に 120,000 円（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、4 月から任期が満了する日の属する月（以下「満了月」という。）までの月数に 10,000 円を乗じて得た額）を乗じて得た額（以下「基準限度額」という。）を上限として、政務活動を行った後において当該政務活動に要した額を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この項本文に規定する基準限度額にかかわらず当該各号に掲げる額を上限の額とする。

(1) 会派の所属議員の数に異動が生じた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに

定める額

ア 会派の所属議員の数が増えるとき 異動が生じた人数に異動が生じた日の属する月の翌月から当該日が属する年度の末日の属する月（以下「年度の末月」という。）（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、満了月）までの月数を乗じて得た額に 10,000 円を乗じて得た額を基準限度額に加えた額

イ 会派の所属議員の数が減るとき 異動が生じた人数に異動が生じた日の属する月の翌月から当該日が属する年度の末月（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、満了月）までの月数を乗じて得た額に 10,000 円を乗じて得た額を基準限度額から減じた額

(2) 年度の途中において会派が解散した場合 会派の所属議員の数に解散の日の属する月の翌月（当該日が当該属する月の初日である場合は、当月）から当該日の属する年度の末月（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、満了月）までの月数を乗じて得た額に 10,000 円を乗じて得た額を基準限度額から減じた額

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、前項の規定を準用する。この場合において、「4月1日」とあるのは「結成された日」と、「120,000 円」とあるのは「当該結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が当該属する月の初日である場合は、当該属する月）から当該結成された日の属する年度の末日の属する月（以下「年度の末月」という。）までの月数に 10,000 円を乗じて得た額」と、「4月から」とあるのは「結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が当該属する月の初日である場合は、当該属する月）から」と、「末日の属する月（以下「年度の末月」という。）」とあるのは「末月」と読み替えるものとする。

3 月の初日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項（前項で準用する場合を含む。）の所属議員の数に含まないものとする。

4 議会の解散があった場合は、議会の解散があった日における会派の所属議員はないものとみなす。

（交付申請等）

第5条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付に係る申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費の交付の変更に係る申請書を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派の解散に係る届出書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請又は届出があった会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は代表者であった者に政務活動費の交付の決定に係る通知書により通知するものとする。

(計画書の提出)

第7条 会派の代表者は、旅行を伴う政務活動を行おうとするときは、当該政務活動に係る計画書をあらかじめ議長に提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第8条 会派の代表者は、政務活動を行ったときは、速やかに、当該政務活動に係る実績報告書及び当該実績報告書に記載された政務活動による支出に係る領収書その他の証拠書類（第14条において「実績報告書等」という。）を議長に提出するとともに、市長に対し、議長を経由して当該政務活動に係る政務活動費の請求書を提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から30日以内に政務活動費を交付するものとする。

(所属議員の数の異動に伴う調整)

第10条 政務活動費の交付の決定を受けた会派が、年度の途中において所属議員の数の異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（当該日が当該属する月の初日である場合は、当月）の末日までに、既に交付された政務活動費の額が第4条の規定に基づいて算定した政務活動費の上限額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散した場合について準用する。

(経理責任者)

第11条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書)

第 12 条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を作成し、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日から 30 日以内に同項に規定する収支報告書を議長に提出しなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第 13 条 会派は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内容を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(透明性の確保)

第 14 条 議長は、第 8 条の規定により提出された実績報告書等及び第 12 条の規定により提出された収支報告書（以下「収支報告書等」という。）について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(収支報告書等の保存)

第 15 条 議長は、前条の収支報告書等を、第 12 条の規定により収支報告書が提出された日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 16 条 何人も、議長に対し、前条の収支報告書等の閲覧を請求することができるものとする。

2 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、情報公開条例（平成 18 年久慈市条例第 20 号）第 7 条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 16 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日条例第 13 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日条例第 8 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 29 年度以降の年度分の政務活動費について適用し、平成 28 年度分までの政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

○政務活動費の交付に関する規程

平成 18 年 3 月 16 日

議会告示第 1 号

改正 平成 25 年 3 月 1 日議会告示第 1 号

平成 29 年 3 月 22 日議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年久慈市条例第 184 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、政務活動費交付申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する申請書は、政務活動費交付変更申請書(様式第 2 号)によるものとする。

3 条例第 5 条第 3 項に規定する届出書は、会派解散届（様式第 3 号）によるものとする。

(交付決定通知書)

第 3 条 条例第 6 条に規定する通知書は、政務活動費交付決定通知書（様式第 4 号）によるものとする。

(使用計画書)

第 4 条 条例第 7 条に規定する計画書は、政務活動費使用計画書（様式第 5 号）によるものとする。

(実績報告書)

第 5 条 条例第 8 条に規定する実績報告書は、政務活動費実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。

(交付請求書)

第 6 条 条例第 8 条に規定する請求書は、政務活動費交付請求書（様式第 7 号）によるものとする。

(収支報告書)

第 7 条 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第 8 号）によるものとする。

2 前項の収支報告書には、当該収支報告書に係る政務活動費の一覧表を添付するものとする。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日議会告示第 1 号）

この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日議会告示第 1 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

（久慈市議会議長 経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人
- 6 交付申請額 円
- 7 政務活動費の対象となる経費の内訳

科目	金額	主な活動
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所費	円	
合計	円	

- 8 添付書類 会派結成届の写し

様式第2号（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

（あて先）久慈市長

（久慈市議会議長 経由）

会派名

代表者名

印

政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額			

様式第3号（第2条関係）

会派解散届

年 月 日

（あて先）久慈市長

（久慈市議会議長 経由）

会派名

代表であった者の氏名

⑩

政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日 平成 年 月 日

様式第4号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

第 号
年 月 日

会派名

代表者名 様

〔会派が解散した場合にあっては、
代表者であった者の氏名〕

久慈市長



平成 年 月 日付けで申請(届出)のあった政務活動費の交付について、
次のとおり決定したので政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により通知し
ます。

年度政務活動費交付決定額 円

様式第5号（第4条関係）

政務活動費使用計画書

年 月 日

（宛名）久慈市議会議長

会派名

代表者名

㊟

政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり提出します。

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間					
実施場所					
参加者名					
予 算 額					
内 容					
行 程					

政務活動費使用計画書

年 月 日

（宛名）久慈市議会議長

会 派 名

代 表 者 名

⑩

政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり提出します。

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
実施期間	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="margin: 0;">■ 注意点</p> <p style="margin: 0;">「活性化しているので行ってみる」では説明不足。視察を行うことが目的化しないよう留意すること。</p> <p style="margin: 0;">視察を行うにあたっては、特にその特徴や活性化のポイントなどを事前に調べ、解決したい政策課題や久慈市の現状、それに対する認識を併せて記載するなど、調査先の選定理由などを明らかにすること。</p> </div>
実施場所	
参加者名	
予 算 額	
内 容	<p>【良い例】</p> <p>〇〇に関する政策課題は、△△の取組みによって◇◇の成果が見込まれることにより課題解決されるものと考えことから、△△の取組みを实践するうえでの□□や□□といった現場課題を把握するため、全国でもっとも取組み成果が現われている先進地◇◇市の視察を行う。</p> <p>【悪い例】</p> <p>◇◇市の△△の取組みについて視察を行う。</p>
行 程	

様式第6号（第5条関係）

政務活動費実績報告書

年 月 日

（宛名）久慈市議会議長

会派名

代表者名

⑩

政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

使 途	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input type="checkbox"/> 広報費	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費
	<input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 事務所費
実施期間					
実施場所					
参加者名					
実績額					
内 容					

政務活動費実績報告書

年 月 日

（宛名）久慈市議会議長

会 派 名

代表者名

⑩

政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

使 途	<input type="checkbox"/> 調 <input type="checkbox"/> 会	<div style="background-color: #ffff00; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p>■ 注意点</p> <p>視察等の場合は行程日記や感想文にならないように留意すること。 視察先で得た事項に加え、計画書で解決したい政策課題や久慈市の現状、視察目的に対する認識がどうであったかを記載する。また、そこから導き出した久慈市への提言、その他参考になったことも併せて記載すること。</p> </div>	情活動費 費
実施期間			
実施場所			
参加者名			
実績額			
内 容		<p>【概要】</p> <p>〇〇市の観光戦略と観光推進体制は、市長のトップダウンから始まり、約10年の歳月の中で確実に各部課に浸透している。結果、観光課の提案は実現しやすいとのことであった。観光戦略を策定するにあたり、アンケートの実施等、実態を把握し、分析を行っている。観光課の職員は、公募ポストを採用しており、市として観光の位置づけを高位においていると感じた。</p> <p>結果、〇〇市の観光は、観光客数も伸びているが、市全体としての観光への取り組みに活気があると感じる。これらの要因としては、市長のトップダウンをきっかけに、戦略による明確な目標によるところが大きいと考える。</p> <p>【提言】</p> <p>久慈市においても、明確な目標と観光戦略を早急に立てる必要がある。そのためにも、実態を正確に把握する必要があり、アンケート調査等を定期的に行う必要がある。</p> <p>やる気のある職員の配置もよいと考えるので、公募制度の導入や、キャリア採用による観光に関する有識者の採用も一考すべきである。</p> <p>【その他】</p> <p>.....。</p>	

様式第7号（第6条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

（久慈市議会議長経由）

会 派 名

代表者名

㊟

政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり政務活動費を請求
します。

金	円		
交付決定額	金		円
前回までの受領済額	金		円
差引残額	金		円

政務活動費収支報告書

年 月 日

（宛先）久慈市議会議長

会派名

代表者名

⑩

（ 会派が消滅した場合にあっては、
代表者であった者の氏名 ）

政務活動費の交付に関する条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり年度の政務活動費の収支を報告します。

1 収入

科 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費	円	
合 計	円	

2 支出

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
合 計	円	

3 差 額

円

